

令和2年3月16日
公立大学法人大阪

大阪市立大学教員の懲戒処分の公表について

この度、令和2年3月16日に、下記のとおり当事者に対し処分を行いましたので公表します。

記

1.被処分者

大阪市立大学大学院工学研究科 教授（64歳）

2.処分内容

停職1月

3.根拠規程

公立大学法人大阪教職員就業規則第52条第1項第8号に該当する。

4.処分発令日

令和2年3月16日

5.処分事由概要

大阪市立大学大学院工学研究科の教員が、平成28年12月から平成30年11月にかけて、本学学生に対して暴行、ハラスメント及び不適切な指導方法を行った。

6.事案の概要

（事実概要）

平成31年1月25日～令和元年6月17日のハラスメント調査委員会による調査により、以下の事実を確認した。

- ・実験装置を故障させたことについて謝罪する学生に対し、暴言を述べ、学生の頭を怒りに任せて2回平手で叩いた（2回のうち1回は痛みを感じる程度の強度）。
- ・授業中、スクリーンを上げ下げする金属製の棒で机を強い力で叩いた。

- ・ゼミ中、質問に答えられなかった学生の胸倉を掴んだ。
- ・ゼミ中、質問に答えられなかった学生の机を叩いた。
- ・研究室の機械を不注意で壊しそうになった学生の頭を叩く素振りをした。
- ・装置の操作を誤った学生の頭を軽く叩いた。
- ・ゼミ中、チョークを黒板のレール又はその下方の床に投げた。
- ・授業中、被申立人自身が座っている机を蹴った。

7.再発防止に向けた対応

高い倫理性が求められる教員でありながら、このような不祥事を引き起こしたことについて誠に遺憾であり、被害を受けた関係者の皆様に対しご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

今回の事案を受け、全教職員に対し、改めて服務規律の確保について周知の徹底を図ります。

8.添付資料

公立大学法人大阪教職員就業規則第 52 条第 1 項第 8 号

〈本件の問い合わせ先〉

○処分対象事案について

市立大学事務局大学運営部 教育推進課

(TEL : 06-6605-2132)

○処分内容について

法人事務局法人管理部 人事課 (市立大学)

(TEL : 06-6605-2021)

令和2年3月16日
公立大学法人大阪

大阪市立大学教員の懲戒処分の公表について

この度、令和2年3月16日に、下記のとおり当事者に対し処分を行いましたので公表します。

記

1.被処分者

大阪市立大学大学院医学研究科 教授（65歳）

2.処分内容

停職2週間

3.根拠規程

公立大学法人大阪教職員就業規則第52条第1項第4号、第5号に該当する。

4.処分発令日

令和2年3月16日

5.処分事由概要

大阪市立大学大学院医学研究科の教員が、令和元年7月26日、自宅最寄り駅から自宅への帰路において、原付バイクで走行中、検問により酒気帯び運転（呼気0.15mg/ml以上）により赤切符を交付され、運転免許停止処分となった。

6.事案の概要

（事実概要）

- ・令和元年7月26日（金）、新入局歓迎会において、ビールコップ3杯、焼酎2杯、冷酒2杯を飲んだ。
- ・終了後、喫茶店に入り、1時間半ほど時間を費やした。
- ・その後、電車で自宅最寄り駅に移動し、タクシー乗り場に向かう途中、当日朝は原付で来ていたことを思い出し、0時までは駐車場が空いているため、出庫後、乗車してしまい、300mほどで検問にあい、アルコール量は0.23mgと高く、運転免許停止処分となった。

7.再発防止に向けた対応

高い倫理性が求められる教員でありながら、このような不祥事を引き起こしたことについて誠に遺憾であり、深くお詫びいたします。

今回の事案を受け、全教職員に対し、改めて服務規律の確保について周知の徹底を図ります。

8.添付資料

公立大学法人大阪教職員就業規則第 52 条第 1 項第 4 号、第 5 号

〈本件の問い合わせ先〉

○処分対象事案について

医学部・附属病院事務局 庶務課

(TEL : 06-6645-2721)

○処分内容について

法人事務局法人管理部 人事課 (市立大学)

(TEL : 06-6605-2021)

○公立大学法人大阪教職員就業規則（抄）

（懲戒の事由）

第 52 条 教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
- (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき